



株式会社LIXILグループ 会社名 代表者名 代表執行役社長 藤森 義明 (コード番号 5938 東証・名証各一部) 問合せ先 執行役副社長 IR 担当 筒井 高志 (電話 03-6268-8806)

当社海外子会社における不適切な会計処理に関する調査経過について

当社は、これまで平成27年5月22日付「海外子会社における破産手続開始申立の決定及び損失の発生の見 込みに関するお知らせ」などのリリースにおいて、当社の子会社である Joyou AG(本社:ドイツ、フランク フルト証券取引所上場、以下、Joyou)につきまして、不適切な会計処理の可能性があり調査が実施されてい ること、及び同社がドイツにおいて破産手続開始の申立てを行ったことを公表いたしました。また、同年6月 3日付にて「海外子会社の破産手続開始申立に伴う損失の見込額及び業績予想の修正に関するお知らせ」を公 表しております。当社では、同日付で、代表執行役社長兼 CEO を委員長とする社内調査委員会を設置し、原因 究明に向け調査を進めておりますが、これまでの調査の経緯をお知らせするとともに、本日開催の当社取締役 会において、執行役による上記社内調査の結果を検証し、業務執行を適切に監督する観点から、社外取締役及 び外部有識者により構成される特別調査委員会を設置することについて決議しましたので、あわせてお知らせ いたします。

なお、本日までに判明した事実につきましては、下記の通りであります。

記

1. 本日までの経緯

各 位

本年4月中旬、当社代表執行役社長及び当社連結子会社 GROHE Group S.a.r.1. (以下、「GROHE」とい う)の CEO 兼取締役会議長宛に、中国国内に支店を持つ金融機関から書簡が届きました。書簡によれば、 Joyou の中国における完全子会社である Joyou Group Building Materials Co. Ltd が、同銀行から供与 され、Joyou グループの創業者である Cai Jianshe 及び Cai Jilin 親子(当時、Joyou の執行役会の構成 員であり、それぞれ同社のChief Executive Officer及び Chief Operating Officer でありました。)に より個人保証された商業手形引受ファシリティの一部の負債が債務不履行に陥ったとの内容でした。当 該負債は Joyou の財務報告に含まれていないものでした。これを受けて、Joyou の監査役会は、同年4月 27 日に、監査人及び法律顧問による特別監査を実施することを決定しました。 Joyou は、同年5月3日 には上記特別監査により、売上、負債及び利用可能な現金の額が、平成26年度の同社の財務報告にて報 告された各金額から、大きく乖離しているとの暫定的な結果を公表しました。

また、Joyou は、同月 21 日に執行役会で債務超過を理由に破産手続開始の申立てを行うことを決定し、 翌22日に破産手続開始の申立てをしました。

当社においても、当社代表執行役社長の指示により、同年4月24日には当社Chief Financial Officer 及びChief Legal Officer を共同代表とする特別調査チームを結成し、同月 27 日より 5 月 22 日までの間、現地にて調査を実施しました。

本特別調査チームによる調査の主目的は、Joyou 中国子会社を中心とする Joyou グループの不正会計の事実と当社連結業績に与える影響額を確定することでありました。

調査手法は多岐にわたり、Joyou による特別監査と協働しつつ、契約書、覚書等債務額の確定に必要な書類の精査、電子データの取得・精査、銀行・債権者・販売代理店その他関係者との面談、提出書類の精査、Joyou 中国子会社マネジメント及び社員の面談等を集中的に行っております。

2. 当社特別調査チームによる初期調査により確認された事実の概要

当社特別調査チームによる初期調査の結果、Joyou グループの創業者によるものと思われる帳簿外の巨額な債務が見つかりました。その金額、目的・資金の使途は過去データの意図的な破棄・消去等により、現時点では全容解明には至っておりませんが、Joyou の今回の破綻の主要原因であると考えられます。また、売上の過剰報告、販売費用の過少申告等の不正が行われていました。

Joyou はフランクフルト証券取引所に別途上場しており、当社を含むすべての株主に対して適切な財務諸表を報告する義務がありましたが、Joyou グループ創業者である Cai 親子が作成・公表し、外部の会計事務所の監査も受けていた財務諸表は改ざんされていたものと考えられます。

本件不正会計の動機、手法、関与当事者等の詳細は、現在も調査中です。さらに当社として取りうる 法的措置や同様の事案の再発防止策等の検討に向け、当社は、本年6月3日付で、代表執行役社長兼CEO を委員長とする社内調査委員会を正式に立ち上げ、当社の Joyou に対する資本参加に関連する取引等に ついて当社に助言や業務提供をしたことのない法律事務所や会計事務所等の外部専門家を新たに選定し、 その援助を得ながら、調査を継続しております。

また、冒頭にて申し上げた通り、本日開催の当社取締役会において、社内調査委員会の調査結果を検証し、業務執行を適切に監督する観点から、社外取締役及び外部有識者により構成される特別調査委員会を設置することを決議いたしました。なお、Joyouがドイツにおいて破産手続開始を申し立てたことにより、Joyou は裁判所及びその選任した保全管理人の監督下にあり、加えて破産手続開始申立に伴ってJoyou 及びその子会社は当進行期における当社の連結範囲には含まれない予定となったことから、Joyouの現在の経済的状況についての調査には一定の制約があるものと考えております。

特別調査委員会の詳細につきましては、次項をご参照ください。

3. 特別調査委員会について

当社取締役会は、執行役による上記社内調査の結果をより中立的な立場から検証し、業務執行を適切に監督する観点から、当社の海外子会社である Joyou に対する資本参加及びその後の子会社管理に関する事実関係の調査及び分析、並びに、原因の究明及び今後の再発防止策の検証及び提言を目的として、社外取締役及び当社と利害関係のない外部有識者による特別調査委員会(以下、「Joyou 問題委員会」)を本日付で設置いたしました。

《Jovou問題委員会の構成(敬称略)≫

委員長 川口 勉 (公認会計士) (当社社外取締役)

委員 中村 直人(弁護士) (中村・角田・松本法律事務所)

委員 高岡 俊文(公認会計士) (KPMG FAS 執行役員パートナー)

今後、Joyou 問題委員会による調査結果が明らかになった段階で速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様には多大なるご迷惑・ご心配をおかけすることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。